

【改正】

<運用方針>

改正	現行
<p>〔1〕定義（法第2条）</p> <p>1 倉庫業の定義（法第2条第2項）            (例) いけすによる活魚の保管、動物の遺体安置所、電子データの保管、<u>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」</u>に基づく再生医療等製品の保管</p> <p>〔3〕営業の登録の申請（則第2条）</p> <p>2-1 申請書（則第2条第1項）            ロ）            (1) 「所在地」は、<u>所有庫は建物登記簿記載の所在、借庫は賃貸借契約書に記載の住所によること。</u></p> <p>2-2 倉庫明細書（則第2条第2項第1号イ）            ロ 倉庫明細書の記載内容は、<u>告示で定める書類により、施設設備基準への適合性が確認できるよう記載するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ <u>「構造の詳細」欄については、明細書の添付書類により確認できる場合は、その書類を明示して「別添 立面図のとおり」等と記載することで詳細の記載を省略することができることとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>〔1〕定義（法第2条）</p> <p>1 倉庫業の定義（法第2条第2項）            (例) いけすによる活魚の保管、動物の遺体安置所、電子データの保管</p> <p>〔3〕営業の登録の申請（則第2条）</p> <p>2-1 申請書（則第2条第1項）            ロ）            (1) 「所在地」は、<u>倉庫の地番</u>によること。</p> <p>2-2 倉庫明細書（則第2条第2項第1号イ）            ロ 倉庫明細書の記載内容は、<u>倉庫の平面図、立面図及び断面図、配置図並びに倉庫の構造及び建具の詳細を記載した書類の記載内容に一致していなければならない。</u></p> <p>チ 「備考」欄には、定温装置を有する倉庫の保管面積及び温度等必要な事項を記載すること。</p> <p>リ (略)            (新設)</p> <p>ヌ 「小屋組み」は、梁及び合掌等屋根を支える骨組みとする。</p> <p>ル 「軸組み」は、柱及び間柱等壁を構成する骨組みとする。</p> <p>ヲ 「床組み」は、床束及び根太等床を支える骨組みとする。なお、「床組み」の欄には、上げ床等のある場合はその構造を記載する</p>

<p>(削る)</p> <p>(記載例) 1棟の倉庫に「1類倉庫」と「1類倉庫・トランクルーム」が併設されている場合の記載方法</p> <p style="text-align: center;">倉庫明細書</p> <p>(別紙参照)</p> <p>2-4 倉庫及びその敷地(水面を含む。)についての使用権原を証する書類(則第2条第2項第1号ロ)</p> <p>イ 申請者が所有する土地又は建物に係る不動産登記簿の謄本又は抄本の写し</p> <p>ホ <u>建物による登録申請の場合は、建物に係る使用権原を証する書類のみの提出とし、土地の使用権原を証する書類の提出は不要とすることとして差し支えない。</u></p> <p>2-5 倉庫が施設設備基準又は関係法令に適合していることを証する書類(則第2条第2項第1号ハ)</p>	<p>こと。</p> <p>ワ 「天井」は、天井のある場合はその構造を記載すること。</p> <p>(記載例) 1棟の倉庫に「1類倉庫」と「1類倉庫・トランクルーム」が併設されている場合の記載方法</p> <p style="text-align: center;">倉庫明細書</p> <p>(別紙参照)</p> <p>2-4 倉庫及びその敷地(水面を含む。)についての使用権原を証する書類(則第2条第2項第1号ロ)</p> <p>イ 申請者が所有する土地又は建物に係る不動産登記簿の謄本又は抄本</p> <p>(新設)</p> <p>2-5 倉庫が施設設備基準又は関係法令に適合していることを証する書類(則第2条第2項第1号ハ)</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1202 375 1393" rowspan="2">危険品倉庫</td> <td data-bbox="375 1202 785 1393">1 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1393 785 1780">8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類</td> </tr> </table>	危険品倉庫	1 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等	8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1202 981 1393" rowspan="2">危険品倉庫</td> <td data-bbox="981 1202 1391 1393">1 建築基準法第6条第1号各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1393 1391 1780">8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細又はその位置を記載した書類及び警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類</td> </tr> </table>	危険品倉庫	1 建築基準法第6条第1号各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等	8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細又はその位置を記載した書類及び警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類
危険品倉庫		1 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等					
	8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類						
危険品倉庫	1 建築基準法第6条第1号各号に該当する倉庫にあつては、当該倉庫に係る検査済証等						
	8 照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細又はその位置を記載した書類及び警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していることを証する書類						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1839 375 2020">冷蔵倉庫</td> <td data-bbox="375 1839 785 2020">(削る)</td> </tr> </table>	冷蔵倉庫	(削る)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1839 981 2020">冷蔵倉庫</td> <td data-bbox="981 1839 1391 2020">3 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1号の食品を保管する倉庫にあつては、食品衛生法施行令</td> </tr> </table>	冷蔵倉庫	3 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1号の食品を保管する倉庫にあつては、食品衛生法施行令		
冷蔵倉庫	(削る)						
冷蔵倉庫	3 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1号の食品を保管する倉庫にあつては、食品衛生法施行令						

			<p>(昭和 28 年政令第 219 号) 第 35 条第 17 号に掲げる営業に係る食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類</p>
	3～7 (略)		4～8 (略)
<p>リ 液化石油ガスを保管する倉庫にあつては、同法第 36 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>液化石油ガスを保管する危険品倉庫にあつては、貯蔵施設に関する液化石油ガス保安法の基準に適合していることを要するため、同法第 36 条第 1 項の許可を取得していることを証する書類を提出させる必要がある。</p> <p>ただし、同法の許可を取得する必要のない液化石油ガスの貯蔵量が 3000kg 未満の貯蔵施設にあつては、書類の提出を要しない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>リ 液化石油ガスを保管する倉庫にあつては、同法第 36 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>(1) 液化石油ガスを保管する危険品倉庫にあつては、貯蔵施設に関する液化石油ガス保安法の基準に適合していることを要するため、同法第 36 条第 1 項の許可を取得していることを証する書類を提出させる必要がある。</p> <p>ただし、同法の許可を取得する必要のない液化石油ガスの貯蔵量が 3000kg 未満の貯蔵施設にあつては、書類の提出を要しない。</p> <p>(2) 登録申請の時点において、同法第 16 条第 1 項の許可を取得できず、書類を提出できない申請者にあつては、後日許可を取得した上で、取得後直ちに書類を提出することを条件として登録を行うこととして差し支えない。この場合、申請者が既に許可の申請を行っている場合にあつては、その申請者の写を提出させること。</p> <p>ヲ 食品衛生法第 4 条第 1 号の食品を保管する倉庫にあつては、食品衛生法施行令第 35 条第 17 号に掲げる営業に係る食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>食品衛生法施行令第 35 条第 17 号の「食品の冷凍・冷蔵業」に該当する、食品を取り扱う冷蔵倉庫にあつては、その営業が食品衛生法第 52 条第 1 項の基準に適合していることを要するため、食品の冷凍・冷蔵業に係る同法第 52 条第 1 項の許可を取得していることを証する、許可証その他の書類を提出させ</p>		

<p>ㄨ (略)</p> <p>ㄨ その他の書類 (告第 1 条第 2 項)</p> <p>関係法令又は施設設備基準への適合性について、省令又は告示により申請時に提出を義務付けられた書類では十分な審査ができない場合にあっては、イからワまでに掲げる書類の他、必要な書類を提出させることができる。</p> <p><u>なお、平成 16 年国総貨施第 2 号の確認表の提出があった場合は、当該確認表を申請の添付書類に準じた資料として取り扱うこととする。</u></p> <p>3 経由局又は受理局の手続</p> <p>国土交通大臣にする申請書を受理した経由局 (以下「経由局」という。) 又は地方運輸局長にする申請書を受理した局 (以下「受理局」という。) は、関係局 (当該申請に係る営業所又は倉庫が経由局又は受理局の管轄区域外にある場合における当該営業所又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局をいう。) のある場合は関係局へ次の書類を送付すること。</p> <p>(削る)</p> <p>4 関係局の手続</p> <p>経由局又は受理局より照会書を受けた関係局は、当該申請について関係局の管轄区域内にある営業所又は倉庫に係る、倉庫の施設及び設備その他参考となる事項を調査し、<u>調査結果を経由局又は受理局へ送付すること。</u></p>	<p>る必要がある。</p> <p>ㄨ (略)</p> <p>カ その他の書類 (告第 1 条第 2 項)</p> <p>関係法令又は施設設備基準への適合性について、省令又は告示により申請時に提出を義務付けられた書類では十分な審査ができない場合にあっては、イからワまでに掲げる書類の他、必要な書類を提出させることができる。</p> <p>3 経由局又は受理局の手続</p> <p><u>3-1 国土交通大臣にする申請書を受理した経由局 (以下「経由局」という。) 又は地方運輸局長にする申請書を受理した局 (以下「受理局」という。) は、関係局 (当該申請に係る営業所又は倉庫が経由局又は受理局の管轄区域外にある場合における当該営業所又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局をいう。) のある場合は関係局へ次の書類を送付すること。</u></p> <p>3-2 調査書</p> <p>4 関係局の手続</p> <p>経由局又は受理局より照会書を受けた関係局は、当該申請について関係局の管轄区域内にある営業所又は倉庫に係る、倉庫の施設及び設備その他参考となる事項を調査し、<u>調査書 (経由局の作成する調査書に準じて作成すること。3-2 参照。)</u> を作成して経由局又は受理局へ送付すること。</p> <p>(新設)</p>
---	---

登録申請に関する調査結果回答書

番 号  
年 月 日

〇〇運輸局長 あて

〇〇運輸局長

年 月 日付 番 号 で照会のあった倉庫業法第3条の規定による登録申請について、以下の通り調査結果を回答いたします。

記

【調査結果】

倉庫業法施行規則第3条の3各号及び第3条の〇各号の〇〇倉庫の基準に適合する

〔4〕倉庫の施設設備基準

2-3 軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度  
(則第3条の4第2項第2号)

イ

(1) 軸組み、外壁又は荷ずりは、 $2500\text{N}/\text{m}^2$ 以上の荷重に耐えられる強度を有していなければならない(告第3条第1項)。

ここでいう外壁とは、建物の外壁のみならず、倉庫の有効面(容)積部分とそれ以外の部分で接している間仕切り壁等の壁面も含む。

軸組み、外壁又は荷ずりが  $2500\text{N}/\text{m}^2$ 以上の荷重に耐えられる強度を有している倉庫とは、以下 a~d のものをいう。

なお、外壁に窓その他の開口部が設けられている場合であって、当該開口部の幅及び高さがいずれも内法寸法で1m以上である場合にあつては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められない。

ただし、当該開口部が下地板、角材等により補強されている場合、鉄格子により防御されている場合、開口部に JIS 規格 S-6 グレード以上の建具が設けられている場合等十分な強度を有すると認められる場合にあつては、この限りではない。

また、通常、寄託貨物の搬出入及び従業員

〔4〕倉庫の施設設備基準

2-3 軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度  
(則第3条の4第2項第2号)

イ

(1) 軸組み、外壁又は荷ずりは、 $2500\text{N}/\text{m}^2$ 以上の荷重に耐えられる強度を有していなければならない(告第3条第1項)。

軸組み、外壁又は荷ずりが  $2500\text{N}/\text{m}^2$ 以上の荷重に耐えられる強度を有している倉庫とは、以下のものをいう。

なお、外壁に窓その他の開口部が設けられている場合であつて、当該開口部の幅及び高さがいずれも内法寸法で1m以上である場合にあつては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められない。

ただし、当該開口部が下地板、角材等により補強されている場合、鉄格子により防御されている場合、開口部に JIS 規格 S-6 グレード以上の建具が設けられている場合等十分な強度を有すると認められる場合にあつては、この限りではない。

<p><u>等の出入りのための出入口には寄託貨物を置くことがないため、外壁強度基準の開口部には含まないこととして差し支えない。</u></p> <p>2-4 水の浸透を防止する構造及び設備(則第3条の4第2項第3号)</p> <p>イ</p> <p>(2) 外壁の構造 <u>(腰壁を含む)</u> (告第4条第1項第2号)</p> <p>2-9 防火区画(則第3条の4第2項第8号)</p> <p>イ 火気又は危険物等を取り扱う施設</p> <p>a 「火気を使用する施設」とは、規則中に挙げられている<u>事務所、住宅、商店のほか、更衣室、休憩室、宿直室、労務員詰所、喫煙所等の施設又は焼却炉、ボイラー等の火気を取り扱う施設を指す。</u></p> <p>ロ <u>上のa又はbに該当する施設(a又はbが自社の保管スペースである場合も含む。)</u>が倉庫の設けられた建物内に存在する場合は、以下に定めるところにより区画されていなければならない(告第9条)。</p> <p>a 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合にあつては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第16項、第17項、第20項及び第21項並びに同令第129条の2の3第1項第1号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されていること(告第9条第1号)</p> <p>[5] 冷蔵施設明細書及び冷蔵倉庫の施設設備基準</p> <p>1-1 冷凍機表</p> <p>ホ 「冷凍能力」の欄には、当該冷凍機に係る冷凍能力の値(単位:日本冷凍トン。但しW単位で記入することもできる。)を記載するとともに、「<u>熱損失の合計値は冷凍能力以下である</u>」と記載すること。</p>	<p>2-4 水の浸透を防止する構造及び設備(則第3条の4第2項第3号)</p> <p>イ</p> <p>(2) 外壁の構造(告第4条第1項第2号)</p> <p>2-9 防火区画(則第3条の4第2項第8号)</p> <p>イ 火気又は危険物等を取り扱う施設</p> <p>a 「火気を使用する施設」とは、規則中に挙げられている<u>もののほか、宿直室、労務員詰所、喫煙所等の施設又は焼却炉、ボイラー等の火気を取り扱う施設を指す。</u></p> <p>ロ 上のa又はbに該当する施設が倉庫の設けられた建物内に存在する場合は、以下に定めるところにより区画されていなければならない(告第9条)。</p> <p>a 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合にあつては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第10項、第11項、第15項及び第16項並びに同令第129条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されていること(告第9条第1号)</p> <p>[5] 冷蔵施設明細書及び冷蔵倉庫の施設設備基準</p> <p>1-1 冷凍機表</p> <p>ホ 「冷凍能力」の欄には、当該冷凍機に係る冷凍能力の値(単位:日本冷凍トン。但しW単位で記入することもできる。)を記載すること。</p>
---	--

<p>ト 「当該冷凍機と冷蔵室との<u>連絡状態</u>」の欄には、主としてその冷凍機によって冷却される冷蔵室の名称を記載すること。</p> <p>1-2 冷蔵室表（則第2号様式）</p> <p>ホ 「配管の冷却面積」の欄には、冷却管が天井下に配管されている場合は「天井」の欄に、壁側に配管されている場合は「壁」の欄に、冷却管の全表面積を記載し、<u>冷蔵室の所要冷却面積を括弧書きで記載すること。間接膨張による冷却方式の場合にあつては、<u>ブライン冷却器に係る所要冷却面積もあわせて記載すること。</u></u>なお、2-4ロ(2)に定められたところにより算出した所要冷却面積の計算式を冷蔵室表に添付すること。</p> <p>リ 「防熱装置の材料の種類、熱伝導率及び厚さ」「電動扇風機」「温度計の種類と数」の欄については、明細書の添付書類により確認できる場合は、その書類を明示して「別添 矩計図のとおり」等と記載することで詳細の記載を省略することができることとする。</p> <p>(記載例)</p> <p>(別紙参照)</p> <p>2-1 関係法令への適合性(則第3条の3第2号)</p> <p>(削る)</p> <p>2-4 保管温度の確保(則第3条の11第2項第3号)</p> <p>イ 冷凍能力の基準(告第19条第1項第1号)</p> <p>(2) 熱損失(告第19条第2項)</p> <p>d 凍結装置、製氷装置、準備室等のために必要な冷凍能力(告第19条第2項第4号) a ~ cに掲げるものの他、当該冷蔵室と併用冷却される以下の設備(冷蔵室と同時に運転さ</p>	<p>ト 「当該冷凍機と冷蔵室との<u>連結状態</u>」の欄には、主としてその冷凍機によって冷却される冷蔵室の名称を記載すること。</p> <p>1-2 冷蔵室表（則第2号様式）</p> <p>ホ 「配管の冷却面積」の欄には、冷却管が天井下に配管されている場合は「天井」の欄に、壁側に配管されている場合は「壁」の欄に、冷却管の全表面積を記載すること。なお、2-4ロ(3)に定められたところにより算出した所要冷却面積の計算式を冷蔵室表に添付すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(記載例)</p> <p>(別紙参照)</p> <p>2-1 関係法令への適合性(則第3条の3第2号)</p> <p>ニ 食品衛生法(告第2条第4号ニ)</p> <p>食品衛生法第4条第1号の食品を保管する冷蔵倉庫は、食品衛生法施行令第35条第17号の「食品の冷凍又は冷蔵業」に該当することから、当該営業に係る同法第52条第1項の許可を取得していることを要する。</p> <p>2-4 保管温度の確保(則第3条の11第2項第3号)</p> <p>イ 冷凍能力の基準(告第19条第1項第1号)</p> <p>(2) 熱損失(告第19条第2項)</p> <p>d 凍結装置、製氷装置、準備室等のために必要な冷凍能力(告第19条第2項第4号) a ~ dに掲げるものの他、当該冷蔵室と併用冷却される以下の設備(冷蔵室と同時に運転さ</p>
---	---

<p>れるものに限る。)を有する場合にあっては、これらの設備の運転に要する冷凍能力を熱損失として計上することとする。なお、冷蔵庫とこれらの設備を同時に運転することがない場合にあっては、これらの設備の運転に要する冷凍能力は、適宜減量して差し支えない。</p> <p>ロ 冷却管の冷却面積の基準（告第 19 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(1) 冷却管の冷却面積（告第 19 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(2) 所要冷却面積</p> <p>〔6〕 変更登録（則第 4 条）</p> <p>2-2 申請書の提出時期</p> <p>既存業者が新築、買入、借入等によって倉庫を新設する場合には、登録の場合と同様にできるだけ建設に着手する前又は権利を取得する前に変更登録申請を行うよう指導すること。</p> <p>（〔3〕の 1-2 イ参照）</p> <p>なお、現に営業に使用されている倉庫の改造については、変更登録前の使用は倉庫業法の違反となるから注意すること。</p> <p>8 基準適合確認（則第 4 条の 3）</p> <p>2-1 申請書（則第 4 条の 3 第 2 項）</p> <p>（注意）</p> <p>1 添付書類（則第 4 条の 3 第 3 項）</p> <p>(1) 倉庫明細書（則第 1 号様式）</p> <p>〔3〕 2-2 参照のこと。ただし、告示第 1 条の 3 に定める施設設備基準に係る項目については記載を要さない。</p> <p>（記載例）</p> <p>一類倉庫として賃借が想定される施設の場合</p> <p>倉庫明細書</p> <p>（別紙参照）</p> <p>〔10〕 料金等の揭示（則第 7 条）</p> <p>2 揭示等の方法</p> <p>2-1 揭示及び掲載の場所</p>	<p>れるものに限る。)を有する場合にあっては、これらの設備の運転に要する冷凍能力を熱損失として計上することとする。なお、冷蔵庫とこれらの設備を同時に運転することがない場合にあっては、これらの設備の運転に要する冷凍能力は、適宜減量して差し支えない。</p> <p>ロ 冷却管の冷却面積の基準（告第 19 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(2) 冷却管の冷却面積（告第 19 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(3) 所要冷却面積</p> <p>〔6〕 変更登録（則第 4 条）</p> <p>2-2 申請書の提出時期</p> <p>既存業者が新築、買入、借入等によって倉庫を新設する場合には、登録の場合と同様にできるだけ建設に着手する前又は権利を取得する前に変更登録申請を行うよう指導すること。</p> <p>（〔3〕の 1-2 イ参照）</p> <p>なお、現に営業に使用されている倉庫の改造については、変更登録前の着工は倉庫業法の違反となるから注意すること。</p> <p>8 基準適合確認（則第 4 条の 3）</p> <p>2-1 申請書（則第 4 条の 3 第 2 項）</p> <p>（注意）</p> <p>1 添付書類（則第 4 条の 3 第 3 項）</p> <p>(1) 倉庫明細書（則第 1 号様式）</p> <p>〔3〕 2-2 参照のこと。ただし、告示第 1 条の 3 に定める施設設備基準に係る項目については記載を要さない。なお、当該申請施設を区画分けする場合は区画又は間仕切り壁の強度を明記すること。</p> <p>（記載例）</p> <p>一類倉庫として賃借が想定される施設の場合</p> <p>倉庫明細書</p> <p>（別紙参照）</p> <p>〔10〕 料金等の揭示（則第 7 条）</p> <p>2 揭示の方法</p> <p>2-1 揭示の場所</p>
--	--



<p>掲示の場所は、営業所その他の事業所で通常寄託の引受事務を取り扱う場所とする。</p> <p><u>また、掲載の場所は、倉庫業者のウェブサイトとする。</u></p> <p>2-4 トランクルーム認定証(則第7条第5号)</p> <p>認定トランクルームにあつては、則第20条第3項のトランクルーム認定証(則第7号様式)を事業所に掲示するとともに、<u>倉庫業者のウェブサイトの掲載</u>し、当該トランクルームが如何なる性能について認定を受けているのかを利用者に明示すること。</p> <p>[11] 倉庫管理主任者(則第8条~第9条の2)</p> <p>1 倉庫管理主任者の設置基準(則第8条)</p> <p>倉庫管理主任者は、原則倉庫ごとに1人置くこととする。ただし、以下の<u>イ又はロ</u>の場合にあつては、複数の倉庫であっても、同一の者をもって当該倉庫に係る倉庫管理主任者としてすることができる。</p> <p>[12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第10条)</p> <p>2-6 倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類(則第10条第2項第5号)</p> <p>倉荷証券発行原簿の記載事項は、<u>商法第602条</u>により記載すべき事項その他の事項(<u>商法第608条、第614条</u>)とする。</p> <p>[14] 営業の譲受による承継の届出(則第13条)</p> <p>4-5 個人が届出をする場合の添付書類(則第13条第2項第4号)</p> <p><u>イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</u></p> <p>[27] 認定マーク(告第23条)</p> <p>法第25条の認定を取得しているトランクルームにあつては、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを営業所その他の事業所へ掲示し、<u>当該倉庫業者のウ</u></p>	<p>掲示の場所は、営業所その他の事業所で通常寄託の引受事務を取り扱う場所とする。</p> <p>2-4 トランクルーム認定証(則第7条第5号)</p> <p>認定トランクルームにあつては、則第20条第3項のトランクルーム認定証(則第7号様式)を掲示し、当該トランクルームが如何なる性能について認定を受けているのかを利用者に明示すること。</p> <p>[11] 倉庫管理主任者(則第8条~第9条の2)</p> <p>1 倉庫管理主任者の設置基準(則第8条)</p> <p>倉庫管理主任者は、原則倉庫ごとに1人置くこととする。ただし、以下の場合にあつては、複数の倉庫であっても、同一の者をもって当該倉庫に係る倉庫管理主任者としてすることができる。</p> <p>[12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第10条)</p> <p>2-6 倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類(則第10条第2項第5号)</p> <p>倉荷証券発行原簿の記載事項は、<u>商法第600条</u>により記載すべき事項その他の事項(<u>商法第605条、第612条、第622条、第628条</u>)とする。</p> <p>[14] 営業の譲受による承継の届出(則第13条)</p> <p>4-5 個人が届出をする場合の添付書類(則第13条第2項第4号)</p> <p>イ 戸籍抄本</p> <p>[27] 認定マーク(告第23条)</p> <p>法第25条の認定を取得しているトランクルームにあつては、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを営業所その他の事業所へ掲示することができる(下</p>
--	--

ウェブサイトに掲載することができる(下記載例参照)。	記載例参照)。
----------------------------	---------

【記載例：現行】

[3] 2-2

倉庫明細書

倉庫の名称		霞ヶ関倉庫株式会社第1号倉庫				
倉庫の所在地		東京都港区晴海1-2-3				
主要構造		鉄骨造ラスシートモルタル塗カラー鉄板瓦棒葺2階建 (準耐火構造)				
倉庫の種別及び保管する物品の種類		1類倉庫：第1類～第5類物品（電気製品）				
建築年月日又は建築完了予定年月日		(平成5年4月8日建築) (平成14年5月20日建築完了予定)				
土地及び倉庫に係る使用権原の状況		土地は借地。倉庫は所有庫。				
各階別の規模	階別名称	面積(m <sup>2</sup> )	軒高、階高、天井高(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考	
	1階	400/700	6.5			
	2階	700	5.0		うち定温倉庫(15～20℃) 400 m <sup>2</sup>	
	合計	1,100/1,400				
構造	基礎	柱下	PC杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎			
		壁下	鉄筋コンクリート造 独立基礎			
	骨組み	小屋組み	鉄骨造(H型鋼) 張間〇〇m 間隔〇m			
		軸組み	" ( " ) 柱間〇m			
		床組み	なし			
	壁	外壁	ラスシート下地モルタル塗厚さ4cm(防火構造) 庫内に鉄製荷ずりを設置。			
		間仕切り壁	軽量型鋼下地、鉄網モルタル塗厚さ2.5cm(防火構造)			
		防火壁	隣接して事務所あり。 隔壁は鉄筋コンクリート造厚さ12cm			
	屋根	根	野地板木毛セメント板厚さ1.8cm アスファルトルーフィング敷き カラー鉄板瓦棒葺			
	天井	井	なし			
床		1階割栗石 20cm ポリスチレンフィルム敷き 土間コンクリート厚さ15cm 耐磨耗仕上げ積載荷重 39,200N/m <sup>2</sup>				

詳			2階鉄筋コンクリート造厚さ 15cm 耐摩耗仕上げ積載荷重 11,760N/m <sup>2</sup>	
	窓	側窓	スチールサッシ厚さ 6.8mm 網入りガラス入り (防火設備)	
		天窗	なし	
	細	出入口	外壁	電動スチールシャッター 内部に鋼製引分け網戸を設置
		出入口	間仕切り壁	〃
			防火壁	常時閉鎖式スチールドア (特定防火設備)
附属設備	消火設備		別途消防用設備等検査済証に記載	
	防犯設備		外部シャッター操作ボタンは施錠蓋付き 業務時間外は機械警備。	
	防そ設備		通気口等小開口部には金網あり。	
	遮熱措置		屋根・壁の平均熱貫流率は 1.5W/m <sup>2</sup> ・K。天井及び換気扇 5基を設置	
	その他の設備		1階トランクルーム部分については、空調装置あり。 2階は定温倉庫を設置 (400 m <sup>2</sup> )	
その他			※例えば、危険品倉庫等の場合においては、 「高圧ガス保安法 平成 14 年 5 月 8 日第〇〇号」 等と記載すること。	

### 倉庫明細書

倉庫の名称		霞ヶ関倉庫晴海トランクルーム			
倉庫の所在地					
主要構造					
倉庫の種別及び保管する物品の種類		1類倉庫・トランクルーム：第1類～第5類物品 (家具類)			
建築年月日又は建築完了予定年月日					
土地及び倉庫に係る使用権原の状況					
各階	階別名称	面積 (m <sup>2</sup> )	軒高、階高、天井高 (m)	容積 (m <sup>3</sup> )	備考
	1階	300/700	6.5		

別の 規 模	2階					
	合計		300/1400			
構 造 の 詳 細	基 礎	柱 下				
		壁 下				
	骨 組 み	小屋組み				
		軸 組 み				
		床 組 み				
	壁	外 壁				
		間仕切り壁				
		防 火 壁				
	屋 根					
	天 井					
	床					
	窓	側 窓				
		天 窓				
	出 入 口	外 壁				
にある出入口						
間仕切り壁						
にある出入口						
防 火 壁	にある出入口					
	にある出入口					
附 属 設 備	消 火 設 備					
	防 犯 設 備					
	防 そ 設 備					
	遮 熱 措 置					
	そ の 他 の 設 備					

そ の 他	
-------	--

[5] 1-2

冷 蔵 施 設 明 細 書

(その一) 冷凍機表

機 械 別		No 1	No 2
冷 却 方 式		直 接 膨 張 式 ( 二 段 圧 縮 )	直 接 膨 張 式 ( 単 段 圧 縮 )
蒸 発 方 式		満 液 式	満 液 式
冷 凍 能 力 ( 日 本 冷 凍 ト ン )		64, 760W	140, 260W
使 用 す る 冷 媒 の 種 類		R 2 2	ア ン モ ニ ア
当 該 冷 凍 機 と 冷 蔵 室 の 連 絡 状 態		1 ・ 2 号 室	3 号 室
圧 縮 機 の 型 式		多 気 筒 式	多 気 筒 式
ブ ラ イ ン 冷 却 器	型 式		
	冷 却 面 積 ( m <sup>2</sup> )		
凍 結 装 置	日 産 凍 結 能 力 ( ト ン )	4 t ( 23, 160W)	
製 氷 装 置	日 産 製 氷 能 力 ( ト ン )		15 t ( 101, 400W)
準 備 室	所 要 冷 凍 能 力 ( 日 本 冷 凍 ト ン )		7, 720W

(その二) 冷蔵室表

冷 蔵 室 の 名 称		1 号 室	2 号 室	3 号 室
冷 蔵 室 の 規 模	面 積 ( m <sup>2</sup> )	200	200	100
	高 さ ( m )	5	5	5
	有 効 容 積 ( m <sup>3</sup> )	900	900	450
収 容 能 力 ( ト ン )		360	360	180
保 管 温 度 ( ° C )		-29°C ( F <sub>2</sub> 級 )	-18°C ( F <sub>1</sub> 級 )	+ 5 ° C ( C <sub>3</sub> 級 )
		15, 000W	14, 000W	10, 600W
配 管 の	天 井			80
	壁	120	120	
冷 却 面 積 ( m <sup>2</sup> )				
防 熱 措 置 の 材 料 の 種 類 、 熱 伝 導 率 ( W / ( m ·	天 井	グ ラ ス ウ ール 0. 041, 275mm、アスファルトフェルト1層、アスファルト	グ ラ ス ウ ール 0. 041, 275mm、アスファルトフェルト1層、アスファルト	グ ラ ス ウ ール 0. 041, 275mm、アスファルトフェルト1層、アスファルト

K))及び厚さ		ーフィンク2層張	ーフィンク2層張	ーフィンク2層張
	床	ポリエチレンフォーム0.035,175mm、 ポリエチレンフィルム2層張	ポリエチレンフォーム0.035,175mm、 ポリエチレンフィルム2層張	ポリエチレンフォーム0.035,175mm、 ポリエチレンフィルム2層張
	側壁	グラスウール0.041,250mm、アスファルトフェルト2層張	グラスウール0.041,250mm、アスファルトフェルト2層張	グラスウール0.041,250mm、アスファルトフェルト2層張
	間壁	(凍結室との間) グラスウール0.041,150mm、アスファルトフェルト2層張	(1号室との間) グラスウール0.041,150mm、アスファルトフェルト2層張	(製氷室との間) グラスウール0.041,150mm、アスファルトフェルト2層張
電動扇風機 (馬力又はキロワット)		3	2.2	
温度計の種類及び数		自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

[6] 8 2-1

倉庫明細書

倉庫の名称	AR不動産株式会社 AR霞ヶ関				
倉庫の所在地	東京都千代田区霞が関1-2-3				
主要構造	プレキャスト鉄筋コンクリート造地上4階建(耐火構造)				
倉庫の種別及び 保管する物品の種類	1類倉庫				
建築年月日又は建築 完了予定年月日	平成27年6月23日建築				
土地及び倉庫に係る 使用権原の状況	土地・建物ともに所有				
各 階 別 の 規 模	階別名称	面積(m <sup>2</sup> )	軒高、階高、 天井高(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考
	1階	7,800/15,000	6.0		
	2階	9,500/15,000	5.6		
	3階	9,500/15,000	5.6		
	4階	9,500/15,000	6.0		全て定温倉庫(12℃ ~15℃)
	合計	36,300/ 60,000			

構 造 の 詳 細	基 礎	柱 下	P C 杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎
		壁 下	鉄筋コンクリート造 独立基礎
	骨 組 み	小 屋 組 み	鉄骨造
		軸 組 み	〃
		床 組 み	なし
	壁	外 壁	ACL 板厚 100mm 撥水材塗布コンクリート打ち放し仕上げ
		間仕切り壁	無し
		防 火 壁	隣接事務所あり 隔壁は鉄筋コンクリート造厚さ 12cm
	屋 根		
	天 井		なし
床		土間コンクリート厚さ 20cm 耐摩耗仕上げ積載荷重 39,200N/m <sup>2</sup> 階鉄筋コンクリート造厚さ 15cm 耐摩耗仕上げ積載荷重 11,760N/m <sup>2</sup>	
窓	側 窓		なし
	天 窓		なし
出 入 口	外 壁 にある出入口		電動スチールシャッター
	間仕切り壁 にある出入口		無し
	防 火 壁 にある出入口		常時閉鎖式スチールドア（特定防火設備）
附 属 設 備	消 火 設 備		
	防 犯 設 備		（記載不要）
	防 ぞ 設 備		
	遮 熱 措 置		屋根・壁の平均熱貫流率は 0.8W/m <sup>2</sup> ・K
	そ の 他 の 設 備		4 階は定温倉庫
そ の 他			

【記載例：改正】

〔3〕 2-2

倉庫明細書

倉庫の名称	霞ヶ関倉庫株式会社第1号倉庫
倉庫の所在地	東京都港区晴海1-2-3
主要構造	鉄骨造ラスシートモルタル塗カラ一鉄板瓦棒葺2階建 (準耐火構造)



倉庫の種別及び保管する物品の種類		1類倉庫：第1類～第5類物品（電気製品）			
建築年月日又は建築完了予定年月日		（平成5年4月8日建築） （平成14年5月20日建築完了予定）			
土地及び倉庫に係る使用権原の状況		土地は借地。倉庫は所有庫。			
各階別の規模	階別名称	面積(m <sup>2</sup> )	軒高、階高、天井高(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考
	1階	400/700	6.5		
	2階	700	5.0		
	合計	1,100/1,400			
構造の詳細	基礎	柱下	PC杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎		
		壁下	鉄筋コンクリート造 独立基礎		
	骨組み	小屋組み	鉄骨造(H型鋼) 張間〇〇m 間隔〇m		
		軸組み	" ( " ) 柱間〇m		
		床組み	なし		
	壁	外壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		間仕切り壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		防火壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
	屋根		別添 立面図及び矩計図のとおり		
	天井		別添 立面図及び矩計図のとおり		
	床		別添 立面図及び矩計図のとおり		
	窓	側窓	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		天窓	別添 立面図及び矩計図のとおり		
出入口	外壁にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	間仕切り壁にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	防火壁にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり			

附 属 設 備	消 火 設 備	別添 消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書 のとおり
	防 犯 設 備	別添 平面図、建具表及び警備契約書のとおり
	防 そ 設 備	別添 平面図及び建具表のとおり
	遮 熱 措 置	別添 平均熱貫流率の計算書及び建築確認済証のとおり
	そ の 他 の 設 備	
そ の 他		※例えば、危険品倉庫等の場合には、 「高圧ガス保安法 平成 14 年 5 月 8 日第〇〇号」 等と記載すること。

倉 庫 明 細 書

倉 庫 の 名 称		霞ヶ関倉庫晴海トランクルーム			
倉 庫 の 所 在 地					
主 要 構 造					
倉 庫 の 種 別 及 び 保管する物品の種類		1 類倉庫・トランクルーム：第 1 類～第 5 類物品（家具類）			
建 築 年 月 日 又 は 建 築 完 了 予 定 年 月 日					
土 地 及 び 倉 庫 に 係 る 使 用 権 原 の 状 況					
各 階 別 の 規 模	階 別 名 称	面積(m <sup>2</sup> )	軒 高、階 高、 天 井 高 ( m )	容 積 ( m <sup>3</sup> )	備 考
	1 階	300/700	6.5		
	2 階				
	合 計	300/1400			
構 造	基 礎	柱 下			
		壁 下			

の 詳 細	骨組み	小屋組み	
		軸組み	
		床組み	
	壁	外壁	
		間仕切り壁	
		防火壁	
	屋根		
	天井		
	床		
	窓	側窓	
		天窗	
	出入口	外壁にある出入口	
		間仕切り壁にある出入口	
		防火壁にある出入口	
		防火壁にある出入口	
附 属 設 備	消火設備		
	防犯設備		
	防そ設備		
	遮熱措置		
	その他の設備		
その他			

[5] 1-2

冷蔵施設明細書

(その一) 冷凍機表

機 械 別	No 1	No 2
冷 却 方 式	直接膨張式 (二段圧縮)	直接膨張式 (単段圧縮)
蒸 発 方 式	満 液 式	満 液 式

冷凍能力（日本冷凍トン）	64,760W 熱損失の合計値は冷凍能力以下である	140,260W 熱損失の合計値は冷凍能力以下である
使用する冷媒の種類	R22	アンモニア
当該冷凍機と冷蔵室の連絡状態	1号室	2号室
圧縮機の型式	多気筒式	多気筒式
ブライン	型	式
冷却器	冷却面積（㎡）	
凍結装置	日産凍結能力（トン）	4 t（23,160W）
製氷装置	日産製氷能力（トン）	15 t（101,400W）
準備室	所要冷凍能力 （日本冷凍トン）	7,720W

（その二）冷蔵室表

冷蔵室の名称	1号室	2号室	3号室
冷蔵室の規模	面積（㎡）	200	200
	高さ（m）	5	5
	有効容積（m³）	900	900
収容能力（トン）	360	360	180
保管温度（℃）	-29℃（F <sub>2</sub> 級）	-18℃（F <sub>1</sub> 級）	+5℃（C <sub>3</sub> 級）
配管の	天井		80(70)
	壁	120(100)	120(100)
冷却面積（㎡）	天井	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり
	床	〃	〃
	側壁	〃	〃
	間壁	〃	〃
防熱措置の材料の種類、熱伝導率（W/(m・K)）及び厚さ	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり
電動扇風機	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり	別添 平面図のとおり

(馬力又はキロワット)	り	り	り
温度計の種類及び数	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2	自動記録温度計 1 球状温度計 2

[6] 8 2-1

倉庫明細書

倉庫の名称		AR不動産株式会社 AR霞ヶ関			
倉庫の所在地		東京都千代田区霞が関1-2-3			
主要構造		プレキャスト鉄筋コンクリート造地上4階建(耐火構造)			
倉庫の種別及び保管する物品の種類		1類倉庫			
建築年月日又は建築完了予定年月日		平成27年6月23日建築			
土地及び倉庫に係る使用権原の状況		土地・建物ともに所有			
各階別の規模	階別名称	面積(m <sup>2</sup> )	軒高、階高、天井高(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考
	1階	7,800/15,000	6.0		
	2階	9,500/15,000	5.6		
	3階	9,500/15,000	5.6		
	4階	9,500/15,000	6.0		
	合計	36,300/ 60,000			
構造	基礎	柱下	PC杭打ち鉄筋コンクリート造 独立基礎		
		壁下	鉄筋コンクリート造 独立基礎		
	骨組み	小屋組み	鉄骨造		
		軸組み	"		
		床組み	なし		
	壁	外壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		間仕切り壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
		防火壁	別添 立面図及び矩計図のとおり		
	屋根	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	天井	別添 立面図及び矩計図のとおり			
	別添 立面図及び矩計図のとおり				

の 詳 細 附 属 設 備  そ の 他	床			
	窓	側 窓	別添 立面図及び矩計図のとおり	
		天 窓	別添 立面図及び矩計図のとおり	
	出 入 口	外 壁 にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり	
		間仕切り壁 にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり	
		防火壁 にある出入口	別添 立面図及び矩計図のとおり	
	附 属 設 備	消 火 設 備		別添 消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書 のとおり
		防 犯 設 備		別添 平面図、建具表及び警備契約書のとおり
		防 そ 設 備		別添 平面図及び建具表のとおり
		遮 熱 措 置		別添 平均熱貫流率の計算書及び建築確認済証のとおり
そ の 他 の 設 備				
そ の 他				